

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年 5月22日

【会社名】 株式会社ジーエヌアイグループ

【英訳名】 GNI Group Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役代表執行役社長兼CEO イン・ルオ

【本店の所在の場所】 東京都新宿区西新宿三丁目 7番 1号

【電話番号】 (03)5326局3097番

【事務連絡者氏名】 経営管理部 田中 忍

【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区西新宿三丁目 7番 1号

【電話番号】 (03)5326局3097番

【事務連絡者氏名】 経営管理部 田中 忍

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権証券
(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当 74,000,000円

新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額
7,204,000,000円

(注) 行使価額が修正又は調整された場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は増加又は減少します。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は減少します。

【安定操作に関する事項】 該当事項なし

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2番 1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権証券】

(1)【募集の条件】

発行数	1,000個
発行価額の総額	74,000,000円
発行価格	74,000円（本新株予約権の目的である株式1株当たり7.4円）
申込手数料	該当事項なし
申込単位	1個
申込期間	平成25年6月7日
申込証拠金	0円
申込取扱場所	株式会社ジーエヌアイグループ 経営管理部
払込期日	平成25年6月10日
割当日	平成25年6月10日
払込取扱場所	株式会社三井住友銀行 渋谷駅前支店

- (注) 1 株式会社ジーエヌアイグループ第36回新株予約権（第三者割当て）（以下「本新株予約権」という。）は、平成25年5月17日付の当社取締役会決議による委任に基づき、平成25年5月22日付の当社経営会議決議にて発行を決議しております。
- 2 申込方法は、申込期間内に申込取扱場所に申込みをすることとします。
- 3 本新株予約権の募集は第三者割当ての方法によります。
- 4 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

(2)【新株予約権の内容等】

<p>当該行使価額修正条 項付新株予約権付社 債券等の特質</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 本新株予約権の目的となる株式の総数は10,000,000株、割当株式数(別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄第1項に定義する。)は10,000株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項第(2)号に定義する。)が修正されても変化しない(但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整されることがある。)。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。 2 行使価額の修正基準: 本新株予約権の行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日における当社普通株式の東京証券取引所における普通取引の終値(以下「終値」という。)(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の90%に相当する金額(1円未満の端数を切り上げる。)が、当該効力発生日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、当該効力発生日以降、当該金額に修正される。 3 行使価額の修正頻度: 行使の際に本欄第2項に記載の条件に該当する都度、修正される。 4 行使価額の下限: 当初500円(但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項の規定を準用して調整されることがある。) 5 割当株式数の上限: 本新株予約権の目的となる株式の総数は10,000,000株(発行済株式総数に対する割合は9.97%)、割当株式数は10,000株で確定している。 6 本新株予約権がすべて行使された場合の資金調達額の下限(本欄第4項に記載の行使価額の下限にて本新株予約権がすべて行使された場合の資金調達額): 5,074,000,000円(但し、本新株予約権は行使されない可能性がある。) 7 本新株予約権には、当社の決定により本新株予約権の全部又は一部の取得を可能とする条項が設けられている(詳細は、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄を参照)。
<p>新株予約権の目的と なる株式の種類</p>	<p>当社普通株式(第36回新株予約権) 完全議決権株式であり、権利内容に何らの限定のない当社の標準となる株式である。なお、当社は1単元を1,000株とする単元株制度を採用している。</p>
<p>新株予約権の目的と なる株式の数</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 本新株予約権の目的である株式の総数は、10,000,000株とする(本新株予約権1個当たりの目的たる株式の数(以下「割当株式数」という。)は10,000株とする。)。但し、本欄第2項乃至第4項により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。 2 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。 $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ 3 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。 4 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後の割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
<p>新株予約権の行使時 の払込金額</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 <ol style="list-style-type: none"> (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。 (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。)は、当初713円とする。

2 行使価額の修正

別記「(2)新株予約権の内容等(注)」欄第6項第(3)号に定める本新株予約権の各行使請求の効力発生日(以下「修正日」という。)の直前取引日における当社普通株式の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額(以下「修正日価額」という。)が、当該修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正日価額に修正される。但し、修正日にかかる修正後の行使価額が500円(以下「下限行使価額」といい、本欄第3項の規定を準用して調整される。)を下回ることとなる場合には行使価額は下限行使価額とする。

本新株予約権のいずれかの行使にあたって上記修正が行われる場合には、当社は、かかる行使の際に、当該本新株予約権者に対し、修正後の行使価額を通知する。

3 行使価額の調整

- (1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

下記第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)

調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後の行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

下記第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合(但し、当社又はその関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。)の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。)

調整後の行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに下記第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

本号 乃至 の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号 乃至 にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日における当社普通株式の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号 の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。
- (5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。
- 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
- その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 上記第(2)号の規定にかかわらず、上記第(2)号に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日が本欄第2項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、上記第(2)号に基づく行使価額の調整は行わないものとする。但し、この場合も、下限行使価額については、かかる調整を行うものとする。
- (7) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後の行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号 に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。また、上記第(6)号の規定が適用される場合には、かかる通知は下限行使価額の調整についてのみ行う。

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額

7,204,000,000円

別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項又は第3項により、行使価額が修正又は調整された場合には、上記株式の払込金額の総額は増加又は減少する。また、本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、上記株式の払込金額の総額は減少する。

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1 本新株予約権の行使により株式を交付する場合の株式1株の払込金額</p> <p>本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の払込金額は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の株式の数で除した額とする。</p> <p>2 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金</p> <p>本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
新株予約権の行使期間	平成25年6月11日から平成27年6月10日までとする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1 本新株予約権の行使請求受付場所 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部</p> <p>2 本新株予約権の行使請求取次場所 該当事項なし</p> <p>3 本新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社三井住友銀行 渋谷駅前支店</p>
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>1 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり74,000円の価額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的方法により行うものとする。</p> <p>2 当社は、当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で承認決議した場合は、会社法第273条の規定に従って通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり74,000円の価額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得する。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	該当事項なし
代用払込みに関する事項	該当事項なし
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし

(注) 1 本新株予約権の発行により資金調達をしようとする理由

当社は、下記「(資金調達の目的)」に記載の資金調達を行うために、下記「(ビジネスモデル)」に記載の当社のビジネスモデルに照らして様々な資金調達方法を検討いたしました。下記「2(2)(他の資金調達方法との比較)」に記載のとおり、新株発行やMSCB等の各種資金調達方法には各々メリット及びデメリットがある中で、メリルリンチ日本証券株式会社(以下「メリルリンチ日本証券」といいます。)より提案を受けた下記「2(1)資金調達方法の概要」に記載のスキーム(以下「本スキーム」といいます。)は、下記「2(2)(本スキームの特徴)」に記載のメリットがあることから、下記「2(2)(本スキームのデメリット)」に記載のデメリットに鑑みても、本スキームによる資金調達方法が当社のファイナンスニーズに最も合致していると判断いたしました。そのため、本新株予約権(行使価額修正条項付新株予約権)の発行により資金調達をしようとするものであります。

(ビジネスモデル)

当社は、欧米のバイオ企業や製薬会社と共同研究開発を行うことにより、欧米の手法と中国の臨床開発を組み合わせています。中国では直接経費が日本やアメリカに比べ低だけでなく、開発時間の短縮や必要症例数の確保など、真のコスト効率に優れた開発活動が可能です。当社は、中国で得た臨床試験成績をベースとし、日本、さらには国際市場に対してどのように開発を進めていくかを合理的に判断します。このアプローチにより、国際的な製薬会社の薬品開発過程に内在する財務リスクを軽減することが可能であると判断しております。

(資金調達の目的)

薬の開発には、長い年月を要し、かつ多大な資金投資が先行するため、特に当社のようなバイオベンチャーにとって、経営の安定と基盤強化には資金調達が最大の課題となっております。

当社では、上述のビジネスモデルに従い、中国の子会社において集中的に薬を開発して参りました。その結果、当社は中国において、特発性肺線維症（IPF）治療薬F647（詳細につきましては本届出書に添付の「事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移」をご参照下さい。）が、開発開始から十数年を経て新薬承認され、その製造許可申請の段階に至っておりますが、新薬の新市場での販売収益は未だ予測困難な状況にあります。

IPF治療薬F647の他、当社では複数の適用症治療薬としてF647（腎症等）、F351、F573等を中国において開発しております。特に世界特許を取得しているF351及びF573につきましては、中国で得た臨床試験成績をベースに導出又は海外での開発も可能となるため、その開発にも力を入れております。

さらに、当社では現在、創薬候補物の開発推進と、将来への布石たる新たな創薬候補物の策定、導入が必要なことに加えて、上述したF647の新市場における販売上の営業費用及び与信供与の問題（現在、中国からの輸出も検討中）を考慮する必要があり、資金は常に不足しがちで、経営の安定を揺るがす要因となっております。この資金不足により、候補物導入又は資本提携等で、当社にとって有効、有利な案件が出ても対応できない事情が発生しております。

当社は、上述のような背景から、適宜、適時に経営上のニーズに対応できるよう、資金調達を図るべく本新株予約権の発行を決定いたしました。

2 本新株予約権に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決め内容

(1) 資金調達方法の概要

今回の資金調達は、当社がメリルリンチ日本証券に対し、行使可能期間を2年間とする行使価額修正条項付き新株予約権（行使価額修正条項の内容は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に記載されています。）を第三者割当ての方法によって割当て、メリルリンチ日本証券による新株予約権の行使に伴って当社の資本が増加する仕組みとなっております。

当社はメリルリンチ日本証券との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、下記の内容を含むコミットメント条項付き第三者割当て契約を締結いたします。

（本新株予約権の行使の指定）

コミットメント条項付き第三者割当て契約は、あらかじめ一定数の行使価額修正条項付き新株予約権をメリルリンチ日本証券に付与したうえで、メリルリンチ日本証券が自らの判断で本新株予約権を行使するほか、今後資金需要が発生した際に、当社が、一定の条件に従って本新株予約権を行使すべき旨及び行使すべき本新株予約権の数を指定（以下「行使指定」といいます。）できる仕組みとなっております。メリルリンチ日本証券は、かかる指定を受けた場合、一定の条件及び制限のもとで、指定された数の本新株予約権を20取引日の期間中に行使することをコミットします。当社は、この仕組みを活用することにより、資金需要に応じた機動的な資金調達を行うことができます。但し、当社が一度に指定できる本新株予約権の数には一定の限度があり、本新株予約権の行使により交付されることとなる当社普通株式の数が、指定の前日までの1ヶ月間又は3ヶ月間における当社普通株式の1日当たり平均出来高数のいずれか少ない方の3日分を超えないように指定する必要があります。複数回の指定を行う場合には20取引日以上の間隔を空けなければならず、また、当社普通株式の終値が下限行使価額の120%に相当する金額を下回る場合、未公表のインサイダー情報等がある場合、当社の財政状態又は業績に重大な悪影響をもたらす事態が発生した場合など一定の場合には当社はかかる指定を行うことはできません。なお、当社は、上記の指定を行った場合、その都度東京証券取引所より適時開示を行います。

（本新株予約権の行使の停止）

当社は、その裁量により、本新株予約権の全部又は一部につき、行使することができない期間を指定（以下「停止指定」といいます。）することができます。停止指定の期間は当社の裁量により決定することができます。また、当社は、一旦行った停止指定をいつでも取り消すことができます。但し、上記の本新株予約権を行使すべき旨の指定を受けてメリルリンチ日本証券がコミットしている本新株予約権の行使を妨げることとなるような停止指定を行うことはできません。

（本新株予約権の取得）

当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり74,000円の価額で、本新株予約権者（当社を除きます。）の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行います。

また、当社は、当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で承認決議した場合は、会社法第273条の規定に従って通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり74,000円の価額で、本新株予約権者(当社を除きます。)の保有する本新株予約権の全部を取得します。

(本新株予約権の取得に係る請求)

平成25年6月11日から平成27年4月30日の間のいずれかの取引日における当社普通株式の終値が下限行使価額を下回った場合、及び平成27年5月1日以降はいつでも、メリルリンチ日本証券は、平成27年5月19日までに当社に対して通知することにより、本新株予約権の取得を請求することができ、かかる請求がなされた場合、当社は、本新株予約権の発行要項に従い、新株予約権の払込金額と同額の金銭を支払うことにより、原則として15取引日以内に本新株予約権を取得します。

(行使価額修正条項)

行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の当社普通株式の終値の90%に相当する金額に修正されますが、その価額が下限行使価額を下回る場合には、下限行使価額を修正後の行使価額とします。行使価額修正条項の内容の詳細については、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項をご参照下さい。

(本新株予約権の譲渡)

コミットメント条項付き第三者割当て契約においては、本新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である旨定められます。また、本新株予約権が譲渡された場合でも、コミットメント条項付き第三者割当て契約に基づいて、当社が割当予定先に対して本新株予約権の行使指定、停止指定及びその取消しを行う権利、並びに割当予定先が当社に対して本新株予約権の取得を請求する権利は、譲受人に引き継がれます。

(2)資金調達方法の選択理由

上記の資金調達方法は、当社が新株予約権の行使の数量及び時期を相当程度コントロールすることができるという特徴をもっています。すなわち、当社に資金需要が発生し、本新株予約権の行使を希望する場合には、一定の期間内に行使すべき本新株予約権の数を指定することができ、一方で、株価動向等を勘案して当社が本新株予約権の行使を希望しない場合には、本新株予約権を行使することができない期間を指定することもできる手法(エクイティ・コミットメントライン)です。そのため、資金需要に応じた柔軟な資金調達が可能になるとともに、株価に対する一時的な影響が小さいものと考えられます。

当社は、今回の資金調達に際し、多様な資金調達手段を検討し、以下のような点を総合的に勘案した結果、本スキームによる資金調達が、新薬の開発や製造販売に必要な許可の取得に伴い資金需要が発生した場合に行使指定により機動的に資金調達を行うことができる点、株価動向等を勘案して当社が本新株予約権の行使を希望しない場合には本新株予約権を行使することができない期間を指定することもできる点、本新株予約権の行使価額には上限が設定されていないため、株価上昇時には調達金額が増大する点等から、現時点における最良の選択であると判断しました。

(本スキームの特徴)

当社の資金需要や株価動向を総合的に判断したうえで、柔軟な資金調達が可能であること。

本新株予約権の目的である当社普通株式数は10,000,000株で一定であるため、株価動向によらず、最大増加株式数は限定されていること(平成25年3月31日現在の発行済株式数に対する最大希薄化率は、9.97%)。

本新株予約権の行使価額に関しては、当社普通株式の終値が下限行使価額の120%に相当する金額を下回る場合、割当予定先に対して本新株予約権の行使を指定することはできず、また、当社普通株式の終値が下限行使価額を下回る場合、割当予定先が本新株予約権の取得を請求する権利を有することになるというデメリットがある一方、本新株予約権の行使価額には上限が設定されていないため、株価上昇時には調達金額が増大するというメリットを当社が享受できること。

本新株予約権の払込金額と同額の金銭を支払うことにより、本新株予約権の全部又は一部を取得することができること。

メリルリンチ日本証券は、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式を原則として長期間保有する意思を有しておらず、かかる当社普通株式に関連して株券貸借に関する契約を締結する予定はないこと。

(本スキームのデメリット)

市場環境に応じて、行使完了までには一定の期間が必要となること。

株価が下落した場合、実際の調達額が調達希望額を下回る可能性があること。

株価が下限行使価額を下回って推移した場合、調達ができない可能性があること。

（他の資金調達方法との比較）

公募増資又は第三者割当てによる新株の発行は、資金調達が一時に可能となりますが、同時に1株当たり利益の希薄化をも一時に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられること。

株価に連動して転換価額が修正される転換社債型新株予約権付社債（いわゆる「MSCB」）の発行条件及び行使条件等は多様化していますが、一般的には、転換により交付される株数が転換価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了まで転換により交付される株式総数が確定しないため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられること。

他の行使価額修正型の新株予約権については、行使の制限や制限の解除のみが可能なスキームがありますが、本スキームでは、これらに加えて、一定期間内に行使すべき新株予約権の数を指定することも可能であり、より機動的な資金調達を図りやすいと考えられること。また、行使価額が修正されない新株予約権については、株価上昇時にその上昇メリットを当社が享受できず、一方で株価下落時には行使が進まず資金調達が困難となること。

借入れによる資金調達は、調達金額が負債となるため、財務健全性の低下が見込まれること。

3 当社の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容

該当事項なし

4 当社の株券の貸借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めの内容

該当事項なし

5 その他投資者の保護を図るため必要な事項

該当事項なし

6 本新株予約権の行使請求の方法

- (1)本新株予約権を行使する場合、別記「新株予約権の行使期間」欄記載の本新株予約権を行使することができる期間中に別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとする。
- (2)本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3)本新株予約権の行使請求の効力は、別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

7 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。

8 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受ける。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従う。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項なし

2 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
7,204,000,000	54,312,000	7,149,688,000

- (注) 1 払込金額の総額は、本新株予約権の払込金額の総額(74,000,000円)に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額(7,130,000,000円)を合算した金額であります。なお、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、当初行使価額ですべての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。行使価額が修正又は調整された場合には、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は増加又は減少します。その結果、払込金額の総額及び発行諸費用の概算額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額及び発行諸費用の概算額は減少します。
- 2 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税は含まれておりません。
- 3 発行諸費用の概算額は、弁護士費用、価額算定費用、コンサルタント費用、本新株予約権の行使に伴う株式発行費用等の合計額であります。このうち、本新株予約権の行使に伴う株式発行費用として40,992,000円を見込んでおります。

(2) 【手取金の使途】

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を含めた差引手取概算額は、上記(1)に記載のとおり7,149,688,000円です。但し、本新株予約権の行使は本新株予約権者の判断によるため、現時点において本新株予約権の行使による財産の出資及びその時期を資金計画に織り込むことは困難であります。したがって、上記差引手取概算額の合計額7,149,688,000円については、現時点で次のとおり充当する予定であります。具体的な使途及び金額については、行使による財産の出資がなされた時点の状況に応じて決定し、使途の変更又は金額の大幅な変更があった場合は東京証券取引所より適時開示を行います。

具体的な使途 (優先順位順)	金額 (円)	支出予定時期
IPF治療薬F647販売にかかる営業資金(中国での生産と中国国内外における販売営業資金及び与信供与)	1,000,000,000	製造販売許可取得から3ヶ月経過後
中国国内外における創薬候補物(F351/F647/F573等)の開発	2,000,000,000	平成25年7月～平成30年6月
運転資金	900,000,000	平成26年1月～平成27年12月
新創薬候補物の探索・導入	3,249,688,000	平成25年6月～平成28年5月

- (注) 1 調達した資金は、支出するまでの期間、当社の取引先銀行の普通預金口座にて保管する予定です。
- 2 支出が必要となった時点で十分な資金を調達できていなかった場合、割当予定先に行使指定をすることにより、必要な資金を調達することが可能です。但し、株価等によっては、当社が割当予定先に行使指定を行っても、十分な資金を調達できない場合もあります。
- 3 IPF治療薬F647販売にかかる営業資金(中国での生産と中国国内外における販売営業資金及び与信供与)について今回の本新株予約権による資金調達と平成23年12月7日に発行した第35回新株予約権(第三者割当)による資金調達は、資金使途が一部重複しております。
- ア) 第35回新株予約権(第三者割当)の資金使途として、「IPF治療薬F647販売にかかる営業資金」に5億円、「IPF治療薬F647製造販売にかかる工場操業資金」に2億円を計上し、これらの資金は予定どおり調達することができました。
- イ) 今回の「IPF治療薬F647販売にかかる営業資金(中国での生産と中国国内外における販売営業資金及び与信供与)」は、中国広域に亘る営業活動の費用及び国内販売と輸出における与信供与のための資金です。中国では売掛回収が長期に亘る傾向があること及び新たに中国国外への輸出のための与信供与を予定していることから、第35回新株予約権(第三者割当)により調達した資金では円滑な営業活動には不足すると判断し、今回、金額を追加するものであります。当社は、IPF治療薬F647の製造販売許可を取得した場合にF647の原薬を中国から輸出すべく、複数社と既に協議を続けております。
- なお、IPF治療薬F647につきましては、その製造販売申請を平成25年2月4日に提出しており、現在も当局による審査が続いております。また、当該申請提出後、当局から施設や資料の不備等の指摘は受けておりません。
- 4 中国国内外における創薬候補物(F351/F647/F573等)の開発について現在の開発状況の詳細につきましては、本届出書に添付の「事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移」をご参照下さい。
- 創薬候補物の開発は臨床開発の各段階で関係当局の許可等が必要となるため、支出時期は上記のとおりにならない可能性があります。
- 5 運転資金について

当社は、2007年より組織再編成を行いコスト削減に努め、一方、当社の資源を中国での新薬開発に集中投資して参りました。その結果、当社グループは中国においてIPF治療薬F647の新薬承認を取得し、本年2月、その製造販売許可を申請致しました。当社が製造販売許可を取得できた場合は、可及的速やかに製造販売を開始し、これにより当社グループの売上は増加することが見込まれます。しかし、下記の理由から、当社では安定した営業を継続するために約2年分に相当する運転資金（販売費及び一般管理費並びに上記以外の創薬候補物の研究開発費等）が必要と考えており、当社の過去の運転資金の金額（年間約4億円）に基づいて金額を設定いたしました。

ア) 特発性肺線維症治療薬F647の製造販売に関して、政府許可の時期や政府の算定薬価等が不明である。

イ) 新薬の販売は、その販売実績を事前に把握することが困難である。

ウ) 上記事情から、事前に市場への参入時期と販売予想額が算定出来ない。

エ) また、現在継続中の臨床開発に予定以上の支出を要する可能性がある。

6 新創薬候補物の探索・導入について

当社はF647、F351等、複数の創薬候補物を開発しておりますが、薬の開発には10年以上の長い年月がかかるため、他社で開発された有望な創薬候補物又は既許可薬剤があれば、導入又は出資を行い、創薬開発にかかる時間、リスクを軽減すると共に当社の更なる利益向上に資するよう注力して参ります。

第2【売出要項】

該当事項なし

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要

名称	メリルリンチ日本証券株式会社
本店の所在地	東京都中央区日本橋一丁目4番1号日本橋一丁目ビルディング
代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 瀬口 二郎
資本金	119,440百万円
事業の内容	金融商品取引業
主たる出資者及びその出資比率	メリルリンチ・インターナショナル・インコーポレーテッド 100%

(注) 割当予定先の概要の欄は、平成25年5月21日現在のものです。

b. 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	なし
	割当予定先が保有している当社の株式の数	なし
人事関係	該当事項なし	
資金関係	該当事項なし	
技術関係	該当事項なし	
取引関係	該当事項なし	

(注) 提出者と割当予定先との関係の欄は、平成25年5月21日現在のものです。

c. 割当予定先の選定理由

当社は、様々な資金調達先を検討している過程において、国内外の金融機関から増資の提案を受けました。その中で、メリルリンチ日本証券より提案を受けた本スキームによる資金調達方法は、新薬の開発や製造販売に必要な許可の取得に伴い資金需要が発生した場合に行使指定により機動的に資金調達を行うことができる点、株価動向等を勘案して当社が本新株予約権の行使を希望しない場合には本新株予約権を行使することができない期間を指定することもできる点、本

新株予約権の行使価額には上限が設定されていないため、株価上昇時には調達金額が増大する点等において、当社のファイナンスニーズに最も合致していると判断しました。

その上で、別記「第1 募集要項 1 新規発行新株予約権証券(2)新株予約権の内容等(注)」欄第2項(本新株予約権に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決め内容)に記載した本スキームの特徴その他の商品性全般に加え、メリルリンチ日本証券に本スキームと同様のスキームに関して十分な実績があること等を総合的に勘案して、メリルリンチ日本証券を割当予定先として選定いたしました。

(注)本新株予約権に係る割当ては、日本証券業協会会員であるメリルリンチ日本証券により買い受けられるものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」(自主規制規則)の適用を受けて募集が行われるものです。

d. 割り当てようとする株式の数

本新株予約権の目的である株式の総数は10,000,000株です(但し、別記「第1 募集要項 1 新規発行新株予約権証券(2)新株予約権の内容等」の「新株予約権の目的となる株式の数」の欄に記載のとおり、調整されることがあります。)

e. 株券等の保有方針

本新株予約権について、当社とメリルリンチ日本証券との間で、継続保有及び預託に関する取り決めはありません。メリルリンチ日本証券は、本新株予約権の行使により取得する当社株式を原則として長期間保有する意思を有しておりません。

また、当社とメリルリンチ日本証券は、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項、同施行規則第436条第1項から第5項までの定めに基づき、原則として、単一暦月中にMSCB等の買受人の行使により取得される株式数が、MSCB等の払込日時点における上場株式数の10%を超える場合には、当該10%を超える部分に係る転換又は行使を制限するよう措置を講じる予定です。

f. 払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先より提出を受けた、割当予定先の直近3事業年度の末日現在の貸借対照表、すなわち、平成23年3月31日現在の貸借対照表(監査済)、平成24年3月31日現在の貸借対照表(監査済)及び平成25年3月31日現在の貸借対照表(未監査)のそれぞれを確認し、当該各時点のいずれにおいても割当予定先が本新株予約権の発行価額の総額の払込みに足りる十分な現金・預金を保有していたことを確認しており、その上で、割当予定先から、本届出書提出日現在においても本新株予約権の払込金額(発行価額)の総額の払込みに要する資金は確保されている旨の説明を口頭で受けております。これらのことから、当社として、割当予定先による本新株予約権の払込金額(発行価額)の総額の払込みに支障はないと判断しております。

g. 割当予定先の実態

割当予定先であるメリルリンチ日本証券株式会社の完全親会社であるメリルリンチ・インターナショナル・インコーポレーテッド及びその完全親会社であるメリルリンチ・アンド・カンパニー・インクを通じて間接的に割当予定先のすべての発行済株式を保有する最終持株会社であるバンク・オブ・アメリカ・コーポレーションの株式は、ニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引所及び東京証券取引所に上場されております。メリルリンチ日本証券株式会社は、金融商品取引業者としての登録(関東財務局長(金商)第186号)を行っているほか、株式会社東京証券取引所の取引参加者であり、また、日本証券業協会等の日本国内の協会等に加盟しております。

割当予定先は、反社会的勢力の排除に関する基本方針を定め、かかる基本方針をホームページにおいて公表しております。当社は、割当予定先が上記の基本方針に基づき、反社会的勢力との関係遮断に関する組織的な対応を推進するための統括部署を設置する等、反社会的勢力排除のための取組みを行っていることを、割当予定先からのヒアリングやインターネット等の公に利用可能な手段により確認しております。

上述を踏まえ、当社は、割当予定先及び割当予定先の役員が反社会的勢力ではなく、また反社会的勢力との関係を有していないものと判断しております。

2【株券等の譲渡制限】

本新株予約権には譲渡制限は付されていません。但し、割当予定先との間で締結する予定のコミットメント条項付き第三者割当て契約において、本新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である旨が定められています。

3【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

当社は、本新株予約権の発行要項及び割当予定先であるメルリリンチ日本証券との間で締結する予定のコミットメント条項付き第三者割当て契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価格の評価を第三者算定機関である株式会社ブルータス・コンサルティング（以下「ブルータス・コンサルティング」といいます。）に依頼しました。当該機関は、当社の株価やその変動性（ボラティリティ）、本新株予約権の行使価額及び権利行使期間だけでなく、当社株式の流動性、当社の権利行使行動、割当予定先の権利行使行動及び割当予定先の株式保有動向等の要素も本新株予約権の評価額に影響を及ぼす可能性があることを考慮し、これらの要素をも評価の基礎とすることのできるモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権の価格の評価を実施しました。

なお、評価上の前提として、当社の権利行使行動については、資金調達を図るため、停止指定及び取得条項は発動しないものと想定しています。

また、割当予定先の行動については、1回当たり3個の本新株予約権を行使し、行使によって交付された普通株式をすべて売却した後に次の権利行使を行うものと想定し、本新株予約権の取得に係る請求については、株価が下限行使価額を下回った場合に残存する本新株予約権の取得を請求することを評価の前提としています。

当社は、算定機関の評価額を参考としつつ、別記「第1 募集要項 1 新規発行新株予約権証券 (2)新株予約権の内容等（注）」欄第2項（本新株予約権に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決め内容）に記載した本スキームの内容や特徴を勘案の上、本新株予約権1個の払込金額を金74,000円としました。また、本新株予約権の当初行使価額は、当該発行に係る経営会議決議日の前日（平成25年5月21日）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値に相当する金額としました。

当社監査委員会も、ブルータス・コンサルティングは当社と顧問契約関係になく、当社経営陣から独立していると認められること、ブルータス・コンサルティングは割当予定先から独立した立場で評価を行っていること、ブルータス・コンサルティングは評価額に影響を及ぼす可能性のある当社の株価及びその変動性（ボラティリティ）、本新株予約権の行使価額及び権利行使期間、当社株式の流動性、当社の権利行使行動、割当予定先の権利行使行動並びに割当予定先の株式保有動向等の前提条件をその評価の基礎としており、当該前提条件を反映した新株予約権の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションによって価値を算定していること等から、評価額は適正かつ妥当な価額と思われ、当該評価額を上回る本新株予約権の払込金額は、割当予定先に特に有利でないとの意見を表明しております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

今回の資金調達により、平成24年12月31日現在の総議決権数に対して最大9.10%（平成25年3月31日現在の発行済株式数に対して最大9.97%）の希薄化が生じます。しかしながら、当該資金調達により、別記「第1 募集要項 1 新規発行新株予約権証券 (2)新株予約権の内容等（注）」欄第1項（本新株予約権の発行により資金調達をしようとする理由）の欄に記載のとおり、今後収益の向上を図り、企業価値の増大を目指していくこととしており、発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断しました。

なお、新株予約権の目的である当社普通株式数の合計10,000,000株に対し、当社株式の過去6ヶ月間における1日当たり平均出来高は6,711,658株であり、一定の流動性を有していること、本新株予約権は当社の資金需要に応じて行使をコントロール可能であり、かつ 当社の判断により新株予約権を取得することも可能であることから、本新株予約権の発行は、市場に過度の影響を与える規模ではなく、希薄化の規模も合理的であると判断しました。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項なし

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合 (%)	割当後の所 有株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)
メリルリンチ日本証券株 式会社	東京都中央区日本橋一丁目4番 1号日本橋一丁目ビルディング			10,000,000	9.10
イン・ルオ 常任代理人 株式会社三 菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7 1 1 決済事業部	3,665,600	3.67	3,665,600	3.34
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6-1	1,600,000	1.60	1,600,000	1.46
須藤 一彦	東京都東村山市	1,500,000	1.50	1,500,000	1.37
BARCLAYS CAPITAL SECURITIES LIMITED 常任代理人 パークレイ ズ証券株式会社	東京都港区六本木6丁目10-1	1,486,000	1.49	1,486,000	1.35
森田 政廣	長野県伊那市	1,452,000	1.45	1,452,000	1.32
松井証券株式会社	東京都千代田区麹町1丁目4	1,374,000	1.38	1,374,000	1.25
野村証券株式会社 常任代理人 株式会社三 井住友銀行	東京都千代田区大手町1丁目2 番3号	1,287,000	1.29	1,287,000	1.17
酒井 真敬	愛知県春日井市	1,033,000	1.04	1,033,000	0.94
クリティカル・テクノロ ジー号投資事業有限責 任組合	東京都港区芝浦3丁目11-13	876,031	0.88	876,031	0.80
大阪証券金融株式会社	大阪府大阪市中央区北浜2丁目 4-6	850,000	0.85	850,000	0.77
計		15,123,631	15.14	25,123,631	22.87

(注) 1 割当前の「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、平成24年12月31日現在の株主名簿上の株式数によって算出しております。

2 「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、「割当後の所有株式数」に係る議決権の数を、「総議決権数に対する所有議決権数の割合」の算出に用いた総議決権数に本新株予約権の目的である株式に係る議決権の数を加えた数で除して算出しております。

3 割当予定先であるメリルリンチ日本証券の「割当後の所有株式数」は、割当予定先が、本新株予約権の行使により取得する当社株式をすべて保有した場合の数となります。別記「1 割当予定先の状況 e . 株券等の保有方針」欄に記載のとおり、割当予定先は本新株予約権の行使により取得する当社株式を原則として長期間保有する意思を有しておりません。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項なし

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項なし

8【その他参考になる事項】

該当事項なし

第4【その他の記載事項】

該当事項なし

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項なし

第2【統合財務情報】

該当事項なし

第3【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項なし

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類をご参照下さい。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第12期(自平成24年1月1日 至平成24年12月31日)平成25年3月29日関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第13期第1四半期(自平成25年1月1日 至平成25年3月31日)平成25年5月15日関東財務局長に提出

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本届出書提出日(平成25年5月22日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成25年4月2日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後本届出書提出日(平成25年5月22日)までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されていますが、当該事項は本届出書提出日(平成25年5月22日)現在において変更の必要はないと判断しております。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社ジーエヌアイグループ
(東京都新宿区西新宿三丁目7番1号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし

第五部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項なし